

独立行政法人北方領土問題対策協会の  
各事業年度の業務の実績に関する評価基準（案）

平成24年3月13日  
北方領土問題対策協会分科会決定

内閣府独立行政法人評価委員会北方領土問題対策協会分科会（以下「分科会」という。）は、本評価基準に基づき独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）の各事業年度に係る業務の実績に関する評価を実施するものとする。

## I. 評価の目的

各事業年度の評価は、当該事業年度における中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況を調査・分析し、当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評価を行うことにより中期目標の達成を図るために必要な業務運営の改善等に資することを目的とする。

## II. 評価の方法等

### 1 評価方法

評価は、中期計画に定められた各項目について調査・分析し、それぞれの実施状況について評価を行う「項目別評価」と、項目別評価等を考慮して当該事業年度における協会の実績を総合的に評価する「総合評価」により行う。

評価を行う場合には、独立行政法人北方領土問題対策協会法第17条第2項の規定により、貸付業務に関し、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

### 2 項目別評価

- ・項目別評価は、分科会が定める評価表に基づき行う。
- ・項目別評価は、中期計画の各項目に対応する年度計画の項目等に即し、それぞれの場合に応じ以下のとおり行う。なお、評価項目に複数の指標がある場合には、指標ごとの評価を総合して当該項目の評価とする。

#### ①定量的な指標が設定されている評価項目の場合

- A：中期計画の達成に向け業務が順調に実施されている。
- B：中期計画の達成に向け業務が概ね順調に実施されている。
- C：中期計画の達成に向け業務が順調に実施されているとはいえない。
- D：中期計画の達成に向け業務がほとんど実施されていない。

②指標の達成、未達成を基準とする評価項目の場合

- A：達成
- B：－
- C：－
- D：未達成

③分科会委員の協議により評価するとされている評価項目の場合

- A：満足のいく実施状況
- B：ほぼ満足のいく実施状況
- C：やや満足のいかない実施状況
- D：満足のいかない実施状況

- ・協会は、業務の実績報告書及び自ら行った評価等を記入した評価表を提出し、それらについての説明を行うものとする。なお、各項目の自己評価がC又はDの場合には、業務運営の改善措置を明らかにする。
- ・評価は、上記資料を参考にし、分科会委員の協議により客観的に行う。
- ・委員の協議により、特に優れた業務実績を挙げていると判断された場合には、上記①及び③に規定する区分に加え「A+」と評価できる。

3 総合評価

- ・総合評価は、分科会が定める総合評価表に基づき行う。
- ・総合評価は、項目別評価結果等を総合し、当該事業年度における協会の実績全体について行う。
- ・総合評価は、自主改善努力等中期計画及び年度計画に掲げられていない事項も含めた評価を行う。
- ・必要に応じ、業務運営の改善その他勧告すべき内容を記述する。

4 評価結果の通知及び公表

- ・評価結果は、独立行政法人通則法第32条に基づき、協会及び政策評価・独立行政法人評価委員会に遅滞なく通知するものとする。
- ・評価結果は、遅滞なく公表するものとする。
- ・業務運営の改善その他の勧告の必要がある場合には、内閣府独立行政法人評価委員会の議決を求めるものとする。勧告を行う場合には、独立行政法人北方領土問題対策協会法第17条第2項の規定により、貸付業務に関し、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 評価基準の見直し

本評価基準は、事業年度の評価結果等を踏まえ必要に応じ見直すものとする。

独立行政法人北方領土問題対策協会の  
各事業年度の業務の実績に関する評価基準（案）

平成 24 年 3 月 13 日  
北方領土問題対策協会分科会決定

内閣府独立行政法人評価委員会北方領土問題対策協会分科会（以下「分科会」という。）は、本評価基準に基づき独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）の各事業年度に係る業務の実績に関する評価を実施するものとする。

## I. 評価の目的

各事業年度の評価は、当該事業年度における中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況を調査・分析し、当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評価を行うことにより中期目標の達成を図るために必要な業務運営の改善等に資することを目的とする。

## II. 評価の方法等

### 1 評価方法

評価は、中期計画に定められた各項目について調査・分析し、それぞれの実施状況について評価を行う「項目別評価」と、項目別評価等を考慮して当該事業年度における協会の実績を総合的に評価する「総合評価」により行う。

評価を行う場合には、独立行政法人北方領土問題対策協会法第17条第2項の規定により、貸付業務に関し、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

### 2 項目別評価

- ・項目別評価は、分科会が定める評価表に基づき行う。
- ・項目別評価は、中期計画の各項目に対応する年度計画の項目等に即し、それぞれの場合に応じ以下のとおり4段階により行う。なお、評価項目に複数の指標がある場合には、指標ごとの評価を総合して当該項目の評価とする。

#### ①定量的な指標が設定されている評価項目の場合

- A：中期計画の達成に向け業務が順調に実施されている。
- B：中期計画の達成に向け業務が概ね順調に実施されている。
- C：中期計画の達成に向け業務が順調に実施されていない。
- D：中期計画の達成に向け業務がほとんど実施されていない。

## ②指標の達成、未達成を基準とする評価項目の場合

A：達成

B：－

C：－

D：未達成

## ③④分科会委員の協議により評価するとされている評価項目の場合

A：満足のいく実施状況

B：ほぼ満足のいく実施状況

C：やや満足のいかない実施状況

D：満足のいかない実施状況

- ・協会は、業務の実績報告書及び自ら行った評価等を記入した評価表を提出し、それらについての説明を行うものとする。なお、各項目の自己評価がC又はDの場合には、業務運営の改善措置を明らかにする。
- ・評価は、上記資料を参考にし、分科会委員の協議により客観的に行う。
- ・委員の協議により、特に優れた業務実績を挙げていると判断された場合には、上記①及び③④に規定する区分に加え「A+」と評価できる。

## 3 総合評価

- ・総合評価は、分科会が定める総合評価表に基づき行う。
- ・総合評価は、項目別評価結果等を総合し、当該事業年度における協会の実績全体について行う。
- ・総合評価は、自主改善努力等中期計画及び年度計画に掲げられていない事項も含めた評価を行う。
- ・必要に応じ、業務運営の改善その他勧告すべき内容を記述する。

## 4 評価結果の通知及び公表

- ・評価結果は、独立行政法人通則法第32条に基づき、協会及び政策評価・独立行政法人評価委員会に遅滞なく通知するものとする。
- ・評価結果は、遅滞なく公表するものとする。
- ・業務運営の改善その他の勧告の必要がある場合には、内閣府独立行政法人評価委員会の議決を求めるものとする。勧告を行う場合には、独立行政法人北方領土問題対策協会法第17条第2項の規定により、貸付業務に関し、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

## 5 評価基準の見直し

本評価基準は、事業年度の評価結果等を踏まえ必要に応じ見直すものとする。